

美濃加茂市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年12月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年1月26日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和8年1月26日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記案件については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
福祉課	<p>【注意】 民生児童委員及び主任児童委員（国（厚生労働大臣）の任命）に対し、任期3年の満了時に市が謝礼品を渡す場合は、要綱もしくは、謝礼品授与の起案及び決裁が必要である。また、支出科目は、報償費が適当である。今回の支出においては、当初予算に計上がなく予算流用が行われたが、次回からは、当初予算の報償費に計上されるべきである。</p>
土木課	<p>【注意】 公園委第10号 蜂屋ナビタウン竹抑制実験検証委託業務については、完成検査が終わり、支払いが終わっているが、竹抑制実験検証の報告書の提出が無い。契約書及び設計書に除草対象面積の明示がない。ヤギの出動頭数のみである。竹抑制実験検証に関する報告書の提出が無い状態で支払うことは不適切である。また、除草の対象面積について、契約時の明示及び実績の確認がなされていないことは不適切である。</p>

土木課	<p>【注意】 中之島公園 クリスマス装飾委託業務については、必要なイベント装飾なら指定管理者が行う営業の範疇もしくは、指定管理契約に算入して、指定管理者が実施すべきである。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------